

## 『イベント開催アシストプロジェクト』運営規約

『イベント開催アシストプロジェクト』運営規約（以下「本規約」と言う）には、特定非営利活動法人 A C S アシストコミュニティ静岡（以下「A C S」と言う）と『イベント開催アシストプロジェクト』（以下「本サービス」と言う）に参加申し込みされた A C S 利用会員（以下「本会員」と言う）の皆様との間の本サービス運営上の権利義務関係が定められています。

本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意していただく必要があります。

### 第 1 条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する A C S と本会員及び登録会員（以下、「登録会員」については第 5 条第 3 項を参照のこと）の間の権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用される。
2. 本規約外の内容が本規約と異なる場合には、本規約が優先して適用されるものとする。

### 第 2 条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

1. 「サービス利用契約」とは、本規約の下、A C S と登録会員の間で締結する本サービスの利用契約を意味する。
2. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（知的財産権を取得するために出願する権利、知的財産権を登録する権利、取得後の知的財産権を行使する権利を含む）を意味する。

### 第 3 条（本サービスの内容）

本会員が受けることのできるサービスの内容は、以下の通りである。

1. （説明会）  
A C S は、本会員に対して本サービスに関する説明会やセミナーを開催する。
2. （イベントの認定）  
登録会員がスムーズにイベントを開催できるように、A C S は、以下のことを行う。
  - ① イベント内容の精査（開催目的、開催日時、参加人数の規模、会場の妥当性、講師またはスピーカー・ファシリテーターの妥当性、タイムスケジュール・準備物・告知広告の方法等

の確認、参加費の妥当性など)を行う。

- ② 前項により、イベントの全体が妥当だと判断された場合は、当該イベントを認定し、当該登録会員へ告知する。
3. (告知広告)  
ACSは、認定されたイベントに対して、ウェブサイト、ブログ、SNSを通じて告知広告を行う。
4. (収支)  
イベントの収支に関して、ACSは一切関与しないものとする。

#### 第4条 (本サービス利用者の義務)

本サービスを利用する登録会員は、以下のことを行う。

1. 当該イベント内容の精査に必要な情報をACSが求める期限までに、ACSへ提出する。
2. 当該イベントが認定された場合は、速やかに当該イベント「実施計画書」をACSの指定の方法で提出する。
3. 当該イベントの告知広告を行う場合は、当該イベントのチラシ等をACSへ提出し、告知広告のサポートを受けることができる。
4. 当該イベントがACSに認定されたことを知った直後から、当該登録会員は、当該イベントに関する全責任を負い、当該イベント開催に関して本規約を遵守し、以下の点に十分に配慮する。
  - ① 安全性 (危険の回避、安全の確保他)
  - ② 信頼性 (対応、内容の充実、収支の管理他)
5. 当該イベント終了後、概ね1週間以内に「実施報告書」をACSに提出すること。

#### 第5条 (登録とサービス利用契約)

1. (登録申請)  
本会員は、本規約を遵守することに同意し、かつACSの定める一定の情報 (以下「登録事項」といいます。) をACSの定める方法でACSに提供することにより、ACSに対し、本サービスの利用の登録を申請することができる。
2. (登録申請者)  
ACSは、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者 (以下、「登録申請者」という) の登録の可否を判断し、登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知する。
3. (登録会員)  
ACSが前項の通知を行ったことをもって、登録申請者は登録会員となる。
4. (サービス利用契約の成立)  
前項に定める登録の完了時に、サービス利用契約が登録会員とACSの間に成立し、登録会員は本サービスを本規約に従い利用することができるようになる。

## 5. (登録の拒否)

A C Sは、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負わない。

- ① A C Sに提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- ③ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとしてA C Sが判断した場合
- ④ 登録希望者が過去A C Sとの契約に違反した者またはその関係者であるとA C Sが判断した場合
- ⑤ 第8条に定める措置を受けたことがある場合
- ⑥ その他、A C Sが登録を適当でないと判断した場合

## 第6条 (登録事項の変更)

登録会員は、登録事項に変更があった場合は、A C Sの定める方法により当該変更事項を遅滞なくA C Sに通知するものとする。

## 第7条 (禁止事項)

登録会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当するとA C Sが判断する行為をしてはならない。

1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
2. A C S、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
3. 公序良俗に反する行為
4. A C Sと本サービスの他の利用者または、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
5. 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当するとA C Sが判断する情報をA C Sまたは本サービスの他の利用者へ送信すること
  - ① 過度に暴力的、または残虐な表現を含む情報
  - ② A C Sと本サービスの他の利用者または、その他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
  - ③ 過度にわいせつな表現を含む情報

- ④ 差別を助長する表現を含む情報
  - ⑤ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
  - ⑥ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - ⑦ 反社会的な表現を含む情報
  - ⑧ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - ⑨ 他人に不快感を与える表現を含む情報
  - ⑩ 面識のない異性との出会いを目的とした情報
6. 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  7. 第三者に成りすます行為
  8. 当該イベント実施計画書に記載されていない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
  9. A C S と本サービスの他の利用者または、その他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
  10. 反社会的勢力等への利益供与
  11. 面識のない異性との出会いを目的とした行為
  12. 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
  13. その他、A C S が不適切と判断する行為

## 第8条（本サービスの停止等）

1. A C S は、以下のいずれかに該当する場合には、登録会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。
  - ① 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - ② その他、A C S が停止または中断を必要と判断した場合
2. A C S は、本条に基づきA C S が行った措置に基づき登録会員に生じた損害について一切の責任を負わない。

## 第9条（登録抹消等）

1. A C S は、登録会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録会員について本サービスの利用を一時的に停止し、または登録会員としての登録を抹消、もしくはサービス利用契約を解除することができる。
  - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - ③ 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手

続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

- ④ A C Sからの問い合わせ、その他の回答を求める連絡に対して 30 日以上応答がない場合
  - ⑤ 第 4 条第 4 項各号に該当する場合
  - ⑥ その他、A C S が本サービスの利用、登録会員としての登録、またはサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合
2. A C S は、本条に基づき A C S が行った行為により登録会員に生じた損害について一切の責任を負う必要がない。

## 第 10 条（本サービスの内容の変更、終了）

A C S は、A C S の都合により本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができるものとする。その場合、A C S は登録会員に事前に通知するものとする。

## 第 11 条（保証の否認及び免責）

1. A C S は、本サービスが登録会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、登録会員による本サービスの利用が登録会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではない。
2. A C S は、A C S による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、その他本サービスに関して登録会員が被った損害（以下、「会員損害」という。）につき、賠償する責任を一切負わないものとする。
3. 何らかの理由により A C S が責任を負う場合であっても、会員損害に関して過去 12 ヶ月間に当該登録会員が A C S に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。
4. 本サービスに関連して当該登録会員と他の登録会員または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、A C S は一切責任を負わないものとする。

## 第 12 条（秘密保持）

登録会員は、本サービスに関連して A C S が登録会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、A C S の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとする。

### 第 13 条（本規約等の変更）

1. A C S は、本規約を変更できるものとする。
2. 本規約を変更した場合には、登録会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、登録会員が本サービスを利用した場合、または A C S の定める期間内に登録抹消の手続（連絡）をとらなかった場合には、登録会員は、本規約の変更に同意したものとみなす。

### 第 14 条（連絡／通知）

本サービスに関する問い合わせ、その他登録会員から A C S に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知、その他 A C S から登録会員に対する連絡または通知は、A C S の定める方法で行うものとする。

### 第 15 条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

登録会員は、A C S の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

### 第 16 条（主体者）

1. 本規約及びサービス利用契約の A C S における判断の主体者は、A C S 理事長とする。
2. 本規約及びサービス利用契約の A C S における実行の主体者は、A C S 事務局とする。
3. 本規約及びサービス利用契約を結んだ登録会員は、当該イベントの全てを監督し、全責任を負うものとする。

### 第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及びサービス利用契約の準拠法は日本法とする。
2. 本規約またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、静岡県地方裁判所沼津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

作成：A C S 事務局

【2017 年 7 月 31 日更新】

【2017 年 5 月 29 日制定】

# 『イベント開催アシストプロジェクト』

## 全体の流れ

【付則】

